

「第3期岐阜県障がい者総合支援プラン」の策定方法等(案)について

県の障がい者施策の基本計画である「第2期岐阜県障がい者総合支援プラン」（県障害者計画・県障害福祉計画・県障害児福祉計画）が令和3年3月末で終期を迎えるため、以下のとおり次期計画を策定する。

1 計画の性格・位置づけ

現行の「第2期岐阜県障がい者総合支援プラン」は、県の障がい者施策を総合的に推進するため、障害者基本法第11条第2項に基づき、県全体の障がい者のための施策に関する基本的な計画を定めた「県障害者計画」と、障害者総合支援法第89条に基づき、障害福祉サービス等に関する具体的な数値目標等を定めた「県障害福祉計画」と、児童福祉法第33条の22に基づき、障がい児のサービスに係る提供体制の確保に関する計画を定めた「県障害児福祉計画」を一体化した計画であり、引き続き「第3期岐阜県障がい者総合支援プラン」として一体化して策定する。

2 計画の期間

現行計画が3年間（平成30年度～令和2年度）であり、障害児計画の計画期間も3年間であることから、次期計画も令和3年度～5年度の3年間とする。

3 策定方法

次の意見聴取及び実態調査により、障害福祉サービスに対するニーズや見込量等を把握し、次期計画を策定する。

○意見聴取

- ・障がい者関係団体（岐阜県障害者社会参加推進センター加盟32団体）
※意見聴取に先立ち、意見照会文書を発出する予定
- ・岐阜県障害者施策推進協議会（障害者基本法）
- ・岐阜県障がい者総合支援懇話会（障害者総合支援法）
- ・市町村
- ・有識者
- ・パブリックコメント

○実態調査

- ・障がい者ニーズ調査 ※令和元年度実施済
- ・障害福祉サービス見込量調査（市町村）
- ・障害児者支援施設入所者・待機者状況調査（障害児者支援施設）
- ・障がい福祉に関するアンケート調査（県政モニター）

○その他

- ・障がい者関係団体が有する各種調査資料を収集・分析

4 構成イメージ

資料2-2「構成イメージ（案）」のとおりとする。

5 策定スケジュール

資料2-3「策定スケジュール（案）」のとおりとする。